

えっ、 本当!



に対処する支援策が
始まっています!

「年収の壁」

支援策が
あるって安心!



「106万円の壁」対応

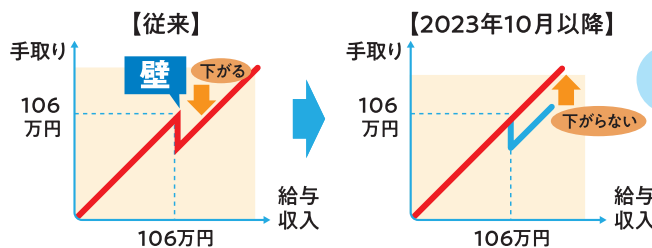
パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組*
を実施する企業に対し、
**労働者1人当たり最大 50 万円の
支援をします。**

※・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額 ・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
**収入が一時的に上がったとしても、
事業主がその旨を証明**
することで、
**引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。**

支援策の適用による
収入変化のイメージ
(106万円の壁の例)



パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに
働ける環境づくりを後押しします。

詳しくは



ご不明点の相談は
年収の壁突破・総合相談窓口
受付時間8:30-18:15(土日祝除く)

フリーダイヤル(無料)

0120-030-045

政府広報
厚生労働省

内閣府大臣官房政府広報室
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL.03-5253-2111(代表)